

# JIS

## 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2-32 部：マッサージ器の個別要求事項

JIS C 9335-2-32 : 2023

(HAPI/JSA)

令和 5 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房江	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.3.20 改正：令和 5.1.20

官 報 掲 載 日：令和 5.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ホームヘルス機器協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 4-1-11 南山堂ビル TEL 03-5805-6131)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	4
5 試験のための一般条件	4
6 分類	4
7 表示, 及び取扱説明又は据付説明	4
8 充電部への接近に対する保護	4
9 モータ駆動機器の始動	5
10 入力及び電流	5
11 温度上昇	5
12 (規定なし)	6
13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	6
14 過渡過電圧	6
15 耐湿性等	6
16 漏えい電流及び耐電圧	7
17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護	7
18 耐久性	7
19 異常運転	7
20 安定性及び機械的危険	8
21 機械的強度	8
22 構造	9
23 内部配線	9
24 部品	10
25 電源接続及び外部可とうコード	10
26 外部導体用端子	10
27 接地接続の手段	10
28 ねじ及び接続	10
29 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁	10
30 耐熱性及び耐火性	10
31 耐腐食性	11
32 放射線, 毒性その他これに類する危険性	11
附属書	12
参考文献	12

	ページ
附属書 JAA（参考）JIS と対応国際規格との対比表.....	13
解 説.....	14

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会（HAPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 9335-2-32:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 9335** 規格群（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性）は、約 100 規格に及ぶ部で構成されているが、この規格では省略した。

なお、全ての部の構成は、**JIS C 9335-1:2014** の“まえがき”に記載されている。

白 紙

# 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-32 部：マッサージ器の個別要求事項

## Household and similar electrical appliances—Safety— Part 2-32: Particular requirements for massage appliances

### 序文

この規格は、2019 年に第 5 版として発行された IEC 60335-2-32 を基とし、我が国の配電事情及び使用条件の相違から技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した細分箇条は、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JAA に示す。

この規格は、JIS C 9335-1:2014 と併読する規格である。

この規格の箇条などの番号は、JIS C 9335-1:2014 と対応している。JIS C 9335-1:2014 に対する変更は、次の表現を用いた。

- “置換”は、JIS C 9335-1:2014 の該当する箇所の要求事項を、この規格の規定に置き換えることを意味する。
- “追加”は、JIS C 9335-1:2014 の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を追加することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には、これらの表現に続く括弧書きで示している。

JIS C 9335-1:2014 に追加する細分箇条番号は、JIS C 9335-1:2014 の箇条番号の後に“101”からの番号を付け、図番号及び表番号は“101”からの番号を付付けている。

### 1 適用範囲

置換（箇条 1 全てを、次に置き換え適用する。）

この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用及びこれに類する電気マッサージ器（以下、機器という。）の安全性について規定する。

通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲に含む。

電池駆動機器及びその他の直流駆動機器についても、この規格の適用範囲に含む。

注記 1 この規格の範囲内の機器の例は、次のとおりである。